討論

討論は、三月二十五日に七名の議員により行われました。この中では、一般会計を中心に各議員から賛否の意見表明がされるとともに、今後の市政に生かすべき点が指摘されました。要旨は次のとおりです。（紙面の都合上、一部掲載）

基地対策の矛盾を指摘

中澤議員（日本共産党）

退職手当債が新年度五億七千三百九十万円発行され、年度末累計額は十八億四千九百七十九万四千円になります。

退職手当債は、学校や公園建設などで発行する市債とは違い、一種の赤字市債であり、そのつけを後世に残してよいのかということです。退職手当債という赤字市債に頼らざるを得ないこれまでの行財政運営のまずさを問題として指摘するものです。

次に、市長の基地対策の政治姿勢です。一昨年十二月に発足した前方司令部はアジア太平洋地域での米軍の軍事作戦を指摘する戦闘司令部へと着々と強化されており、キャンプ座間がこれまでの兵たん後方拠点から、大規模戦争をも遂行することを可能にする戦闘司令部へと大きな変貌を遂げたことを意味します。これは、基地の強化であり返還を求める市是に背いていることは明らかです。遠藤市長は、基地の強化に反対しないで基地の負担軽減を求めるとしているが矛盾した態度だと指摘せざるを得ません。

介護施設への交付金支給に賛成

小川議員（政和会）

本市の高齢化率は平成二十年度現在、一七・七％ですが、今後も増加が予想されています。お年寄り等を二十四時間態勢で介護していただく「ふれんどりぃの郷」のような施設は、高齢化社会にあって最も望まれる施設であり、地域密着型の小規模多機能型介護施設として、極めて時代にマッチした施設として増加が望まれる施設です。

このたび、事務処理の不手際、関係書類の未整備などの話を伺いましたが、このことだけで交付金をなくしてしまってよいのか。不正と言われる処理については、悪意によって生じたものでないことは明らかです。日ごろの運営等においても、二十四時間態勢でスタッフが一丸となっての対応や取り組みは、家庭以上のあたたかさを感じる介護であり、利用者家族に評価され感謝されています。このような施設こそこれからの高齢化社会において増加が期待される施設であり、千五百万円の交付金支給について賛意を表するものです。

補助金の前に監査実施を

竹市議員（民主・市民連合）

補正予算で補助金支出が予算化されている小規模多機能型居宅介護事業所の指定申請者は、「過去五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」ではないと誓約していますが、昨年、別の事業所の管理者として介護支援専門員不在のまま行った介護報酬の請求は詐取を意図した不正請求であり、虚偽の誓約の疑いがあります。市当局は、不在期間中も雇用契約があり、働く意欲もあったので意図的ではないとしていますが、介護支援専門員として名義を使われた本人は早い時期から退職の意思を示しており、事業所から当局に提出された雇用契約書の筆跡、印鑑ともに自分のものではないと主張しています。言い分が違う中では提出された物で判断するしかないと当局は言いますが、事実確認のためには虚偽の答弁に罰則が適用される監査を行うべきで、事業の適正さが確認された時点で補助金を予算化すべきです。補助金を凍結する修正案への賛成を呼びかけます。

「過ち」の真の原因は

沖本議員（市政クラブ）

議案第3号、平成二十年度座間市一般会計補正予算の関係について賛成の立場を明らかにし、討論を行います。県補助金・社会福祉費交付金の対象となる小規模多機能型居宅介護施設の事業者が別の施設で起こした「過ち」に対して各会派の賛否が分かれています。今回の件について、単純に補助金の交付を取りやめることが最善と言えるでしょうか。今回の「過ち」に至った経緯、何故こういう「過ち」が起きてしまったのか。真の原因を追求し早急な改善を図ること。そして適正な事業運営とサービスの提供を求めることが必要です。先日の指導結果報告からは事業者に対して行政指導が適切に行われていないこと。更には行政側に適切な指導をすべき「仕組み」が整備されていないことがうかがえました。我々市政クラブは「過ち」の真の原因は行政にあると判断し交付金給付に賛意を示します。継続的かつ適切な指導と定期的な監査を実施するよう当局に強く求めながら、賛成討論とします。

八つの重点目標に賛意

安斉議員（明政会）

今定例会に提案されました諸議案に対し賛成の立場から討論を行います。

市長は、米軍再編については容認しているものと思います。この問題は本市の市是であり、基地縮小・恒久化・返還を求めることは市民全体の声ですが、北朝鮮の戦略状況から見て、基地返還を求めても現実的には無理な話です。

さて、市長は、市民福祉向上の将来像である「みなぎる活力と安らぎが調和するときめきのまち」を目指し、八つの重点目標を掲げられています。例えば「安全・安心がただよう安らぎのまち」では、地震・台風などの自然災害が危惧されている中で、市民への情報伝達の手段として、防災ラジオ五百台を用意し、自治会や公共施設に配置する取り組みに対し、賛意をあらわすほか、「緑・環境を大切に、快適であるうるおいのまち」では、公園整備や協働で基本計画を策定するなど、新たな取り組みに期待します。その他の重点目標についても、それぞれ評価します。

市民目線の取り組みを評価！

稲垣議員（公明党）

平成二十年度補正予算では、地域活性化・生活対策臨時交付金を新型インフルエンザ対策に予算措置されています。これは、健康危機管理対策本部や新型インフルエンザ対策連絡調整会議を設置し、既に医師会や薬剤師会ともしっかりとした連携を取っており、また、事前対策としても感染防止防護具を千セット、感染防止用マスクを二十万個、消毒用噴霧器を二台用意するなど、市民の健康被害や社会機能への影響防止に対する取り組みを高く評価します。

次に、平成二十一年度一般会計予算では、大変に厳しい財政面から、特に経費削減の見直しと工夫に重点を置き、本市例規集において本年度から、契約業者や契約内容を変更し、紙例規集について追録一ページ当たりの単価契約から定額制に変更しました。

さらに、部長級以上は、紙例規集から電子例規集にかえ印刷紙部数を減らしました。費用面から現行と比べて五年間で九百九十一万円余の費用縮減を図れるなど大いに評価をいたします。

県の補助金支出に賛意

牧嶋議員（神奈川ネット）

平成二十年度一般会計補正予算、県補助金の地域介護福祉空間整備等交付金、千五百万円の小規模多機能型居宅介護事業所「ふれんどりぃの郷」への支出の妥当性についてはさまざまな議論がされました。

平成十八年の介護保険制度の改正によって創設された地域密着型サービスは、介護が必要となった高齢者がこれまでの人間関係や生活環境の中で、通いを中心に訪問や宿泊など、三百六十五日二十四時間、切れ目のないサービスを受けることができます。今回は、「ふれんどりぃの郷」に対し、行政側の指導・監督不足などさまざまな指摘がありましたが当然のことと考えます。しかし、認知症等が進む利用者をはじめ、その家族の生活を支える必要不可欠なサービスが、既に日々、展開されているという事実をしっかりとらえるべきと考えます。よって、県補助金支出に賛意を示すとともに、今後さらに必要性が求められる地域密着型サービスの円滑な運営を図るため支援育成体制を早期に整備するよう求めます。

決議・意見書

議会では三月定例会で次の決議・意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

北朝鮮による気象衛星打ち上げの即時中止を求める決議

報道によると隣国である北朝鮮は、気象衛星を四月四日から八日の間に打ち上げることを三月十二日に発表した。

この気象衛星は、核弾頭装着ミサイルの発射実験とも言われており、そのコースは、日本海から日本北部上空を横断し、太平洋に着弾することが見込まれ、主権国家である我が国の安全を脅かすことになる。

また、日本の航空機だけでなく諸外国航空機にも不安と危険を及ぼし、国際法上からも許されない蛮行であると言わざるを得ない。

よって本市議会は、我が国の平和並びに市民の生命と財産を守る立場から、北朝鮮の気象衛星打ち上げによる日本上空横断に厳重に抗議するとともに、即時中止を求めるものである。

ソマリア沖海賊事案へ早期実効性ある対処を求める決議

昨今におけるソマリア周辺海域での海賊事案の急増・多発は、我が国国民の生命及び財産並びに海上交通の安全に対する深刻な脅威となっている。

さらに当該海域は、欧州とアジアとを結ぶ海上交通の要衝であることから、我が国の経済活動や国民生活への影響が非常に懸念される。

一方、我が国における海賊対処の現行法における第一義的な対処は、海上保安庁とされているが、海上保安庁のみの対処は極めて困難であり、同時にその対処が急務なことから、自衛隊法第八十二条の制定をもって海上における整備行動を発令し、自衛隊で対処をする暫定的対処がされている。

国連においては、安保理決議第一八一六号、第一八三八号、第一八四六号及び第一八五一号を採択し、各国に対してソマリア沖の海賊対策を促しており、我が国としてもその決議に基づき国連海洋法条約との整合性を図り、一刻も早い対応が求められている。

日本国民の生命と財産の保護は重要な国の責務であり、ソマリア沖海賊事案を国民に明らかにし、その対処への必要性について説明責任を果たし、国民理解のもと速やかに実効すべきである。

よって本市議会は、国連海洋法条約に即した海賊行為への抑止及び取り締りのための海賊行為への対処などに関する法律を早期に制定することを求めるものである。

政党・政治家への企業・団体献金の禁止を強く求める意見書

十年余りで四億七千八百万円もの資金が政党・政治家に流されたといわれる西松建設の違法献金事件を通して、改めてすべての企業・団体献金を禁止することを求める声が国民の間で強まっている。

企業は、営利を目的とする団体であり、企業による献金は必ず「賄賂」の性格を持っている。企業・団体献金が「賄賂性」を持ち、金権腐敗政治の温床となってきたことは歴史的にも明らかであり、その中でも、国や地方自治体から公共事業を受注した企業による献金は税金の還流となり、被害を受けるのは国民である。さらに、選挙権のない企業が膨大な資金を使って政治を動かせば、主権者国民の参政権を形骸化させ、国民主権の原則を侵すものとなる。

企業・団体献金は、企業と政党・政治家との癒着を深めるにとどまらず、

（7面へ続く）